

障がい者民間活用委託訓練事業

特別支援学校早期訓練



(1) 特別支援学校早期訓練とは

技術専門校が、民間企業や社会福祉法人などに訓練を委託して行う障がい者民間活用委託訓練のひとつです。県の産業労働部と教育委員会の連携によって、在学中より職業訓練を受け、就職に必要な知識・技能を身に付け、卒業後の就職を目指します。

(2) 訓練受講の対象者について

次のすべてに該当する生徒

- * 特別支援学校高等部の他、学校教育法第1条に規定されている学校（中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）の生徒

◎下記の学校は職業訓練の必要性について十分な検討が必要

専修学校・・・高等専修学校、専門学校、大学校等

各種学校・・・教養、料理、裁縫などの分野を教育する施設

そろばん、予備校、日本語学校、自動車教習所等

- * 障害者手帳、または医師の診断書・意見書がある生徒
(発達障がい等の「疑い」は対象になりません。)
- * 翌年3月に卒業予定で10月現在就職が内定していない生徒
- * 一般就労を希望し、ハローワークに求職の申し込みをしている生徒
- * ハローワーク所長の受講推薦を受けた生徒



(3) 訓練受講申込み窓口

- * 高校生は求職登録が学校単位で行われるため、学校所管のハローワークになります。
- * 大学生等は、原則、住所または居所のあるハローワークになります。

(4) 訓練実施にあたって

- * 訓練の開始は10月以降です。
- * 期間は1か月を単位とし、原則3か月以内です。
- * 時間は月あたり標準100時間とし、下限は60時間です。
- * 訓練期間中の学校行事等の参加について、受託企業が行事への参加を了承している場合は、あらかじめ訓練時間から除くことができます。
- * 受講期間中、受講生へ給料の支払いはできません。ただし、受託企業の裁量により、受託企業から交通費など（実費補てん型）の支給をしていただくことは可能です。
- * 受講生の受講料負担はありません。ただし、交通費、貸与された制服を返す際のクリーニング代等の自己負担がある場合があります。

(5) 訓練中の保険について

- * 訓練期間中の勤務時・通勤時における事故等の傷害保険については、学校加入の保険、県で特別加入する労災保険にて対応します。
- * 前記の保険には、企業の設備や顧客に損害を与える事態には保障がないため、受講生の負担が発生する場合があります。インターシップ保険に加入していない場合は、万一の事態に備えて、「職業訓練生総合保険」の推奨をしています。

(6) 特定求職者雇用開発助成金の対象について

- * 夏休みや冬休みを利用して、実習の代わりにアルバイトなどをすると、雇用関係があったとされ対象外となります。
- * ハローワークの紹介以前に事業所と対象労働者の間で雇用の予約がある場合は対象外です。

訓練受講のメリット

この訓練は、企業側、受講生側双方の就職におけるミスマッチを防ぐことができます。

受講生には

- 実際の就労に近い条件での訓練を受けることができます。
- 勤務中は仕事に専念するなど、働く習慣が身に付きます。
- 就労に対する不安の解消、自信につながります。
- 自分の得意、不得意などがわかり自己理解がすすみます。
- 就労後の生活がイメージでき、就職する事についてしっかりと考える機会となります。

受託企業には

- 4月からの雇用につながるかどうかの見極めができます。
- 受講生の障がいの特性がわかります。
- 訓練中に課題が見つかることがあります。就職前に課題の対処法を考えることができます。
- 障がい者雇用の経験のない事業所は、障がい者雇用に対する不安の解消になります。
- 訓練終了後、雇用になった場合、法定雇用率の達成につながります。
- 従業員の教育力の向上や企業のイメージアップにつながります。
- 訓練受講生1人あたり月額6万円(外税)の委託料が支払われます。中小企業は委託料の上限が9万円(外税)になります。

特別支援学校早期訓練 問い合わせ先

北信	<u>長野技術専門校</u>	TEL 026-292-2341 〒388-8011 長野市篠ノ井布施五明 3537
中信	<u>松本技術専門校</u>	TEL 0263-58-3158 〒399-0011 松本市寿北 7-16-1
南信	<u>南信工科短期大学校</u>	TEL 0265-71-5051 〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 8304-190
東信	<u>佐久技術専門校</u>	TEL 0267-62-0549 〒385-0042 佐久市大字高柳 346-4

長野県 産業労働部 産業人材育成課

TEL 026-235-7199